

**入札公告**  
**(郵便入札方式)**

条件付一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程第 28 条の規定に基づき、以下入札説明書のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

公立学校共済組合福島支部  
支部長 大沼 博文

一般財団法人福島県教職員互助会  
理事長 本田 伸雄

**入札説明書**

**1 発注者（契約権者）**

公立学校共済組合福島支部 支部長 大沼 博文  
一般財団法人福島県教職員互助会 理事長 本田 伸雄

**2 入札に付する事項**

- (1) 調達案件及び数量  
印刷仕様書・仕様書による。
- (2) 調達案件の仕様等  
印刷仕様書・仕様書による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日（金）まで
- (4) 納品先  
公立学校共済組合福島支部、各教育事務所ほか県内 1 6 9 箇所  
※納品先は多少変動する場合があります。

**3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (4) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 福島県内に本店または支店・営業所を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の（1）に示す場所に提出し、入札に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

##### ア 履行実績調書（様式任意）

広報誌の発行・発送業務に関する過去2年以内の実績（発注者、受注者、業務規模、業務期間、契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれかに対する実績かは問わない。）

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

#### 5 入札書等の提出期限・提出先等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和5年3月1日（水） 17時必着

提出場所 公立学校共済組合福島支部（福島県教育庁福利課内）

住 所 〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号（県庁西庁舎6階）

電話番号 024-521-7804

なお、申請書類は郵送を可とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとする。

- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

日 時 令和5年3月8日（水） 17時郵便必着

- 場 所 (1) に同じ
- (3) 開札の日時及び場所
- 日 時 令和5年3月9日(木)
- 場 所 (1) に同じ

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに書留郵便により郵送すること。
- (2) 入札書を郵送(書留郵便に限る。)する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。
- ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)
- イ [3月9日 開札「件名:「ふくしま福利だより」及び「健康知識普及啓発リーフレット」発行及び発送業務の入札書在中]
- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
- ア 入札金額には、予定数量、1部当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)及びその金額等を記載するとともに、それらを合計した総額(消費税及び地方消費税を含まない1円未満を切り捨てた金額)を記載すること。(別紙入札書を参照)
- なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

## 7 入札保証金及び契約保証金

上記3の入札に参加する者に必要な資格を満たす場合、免除する。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない公立学校共済組合福島支部の職員もしくは、一般財団法人福島県教職員互助会の職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については、別途通知する。なお、再度の入札は1回までとする。

- (4) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問・回答書（様式4）により令和5年3月1日（水）正午までに発注者に説明を求めることができる。

提出は、電子メールで提出することとし、提出した旨を電話にて連絡することとする。電子メール等の連絡先は下記16を参照。

なお発注者は、同じく仕様書等に関する質問・回答書（様式4）により、令和5年3月3日（金）までに公立学校共済組合福島支部のホームページに掲載する方法により回答するものとする。

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれか次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(8) その他県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記1」により入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公務員共済組合法第30条第1項第11号の規定により随意契約をする。

### 14 契約書作成の要否等について

- (1) 本件業務は契約書の作成を要する。なお、条項は別紙契約書(案)のとおり。
- (2) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名する場合押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (3) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときとする。
- (4) 落札者が、上記(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

### 15 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札前において入札者はその疑義について仕様書等に関する質問・回答書(様式4)により説明を求めることができる。

提出は、公立学校共済組合福島支部へ電子メールで提出することとし、提出した旨を電話にて連絡することとする。

### 16 当該契約に関する事務を担当する部門当該契約に関する事務を担当する部門

住 所 〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 公立学校共済組合福島支部(福島県教育庁福利課内)

電 話 024-521-7804

FAX 024-521-2852

E-mail fukurika\_soumu@pref.fukushima.lg.jp

## 別記1

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

#### 2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

##### 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード000212003）・・・くじ番号1

B社（有資格者コード100033645）・・・くじ番号2

C社（有資格者コード000003025）・・・くじ番号0

##### 2 くじの数の和と求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数123）合計（123+072+452=647）

B社（くじの数072）

C社（くじの数452）余り（647÷3=215・・・余り2）

##### 3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。